

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

宮津市は、京都府の北西部、丹後半島の付け根に位置し、東は舞鶴市、南は福知山市、西は与謝野町及び京丹後市、北は伊根町に接している。宮津港を中心とした海域は日本海若狭湾に属している。

宮津港は、風波穏やかな天恵の良港で、海岸線及び世屋高原、大江山地域一帯は、丹後天橋立大江山国定公園に指定され、特別名勝「天橋立」をはじめとする景勝地に恵まれている。

本市の人口は、市制施行（昭和 29 年）直後の昭和 30 年（1955 年）には 36,200 人であったが、自然減と社会減の両面から減少が進み、令和 2 年の国勢調査では 16,758 人となり、この間に老年人口が増加し、高齢化率は 40%を超えている。

産業構造は、令和 3 年度経済センサスにおいて、「卸売業・小売業」が事業所数及び従業員数ともに最も多く、事業所数においては「宿泊業・飲食サービス業」「建設業」「サービス業」となっており、この上位 4 業種で、全事業所数の 60.7%、従業員数においては、卸売業・小売業に次いで、「医療・福祉」、「宿泊業・飲食サービス業」、「建設業」となっており、この上位 4 業種で全従業員数の 53.3%を占めている。設備が特に必要となる製造業では煉製品や缶詰、酒類、酢などの食品製造や繊維、ステンレス鋼などが中心であるが、そのほとんどが中小企業である。

本市の中小企業の状況は、若年者の都市部への人口流出や事業主の高齢化などにより、後継者不足による事業承継が困難な状況にあり、さらに設備の老朽化などが喫緊の課題となっており、これらの課題を克服するため、先端設備等の導入を促進することが必要である。

(2) 目標

先端設備等への投資を通じて労働生産性の向上を図り、地域経済力を高めるため、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定による導入促進基本計画を策定し、本市の認定件数を本計画期間中に 10 件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、建設業、製造業など多岐に渡り、多様な業種が本市の経済・雇用を支えており、これら多様な産業で多様な先端設備等の導入について、最大限支援していく必要があることから、本市の産業振興に繋げるため先端設備等の種類は限定せず、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は多岐に渡り、市内全域に立地している。本市全域において、先端設備等の導入を促進する必要があることから、宮津市内全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、建設業、製造業など多岐に渡り、多様な業種が宮津市の経済・雇用を支えていることから、全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としないなど、雇用の安定に配慮する。
- ②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としないなど、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③市税に滞納のある中小企業者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ④先端設備等導入計画の認定後、計画の進捗状況等を把握する必要があることから、認定事業者に進捗状況等の報告を依頼する場合がある。